



保存版
令和4年7月製作

佐々町 洪水・土砂災害 ハザードマップ

あなたと、あなたの大切な家族を守るために



いざというときの連絡先
佐々町役場 0956-62-2101 警察 110 消防 119

(発行) 佐々町役場
〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地
☎ 0956-62-2101(代表)

避難情報の入手方法

災害が発生したり、発生するおそれがある場合に、町は避難に関する情報を発表します。日頃から情報を入手方法を確認しておきましょう。

インターネットによる情報入手

長崎県総合防災ポータル
長崎県内の情報をまとめたウェブサイトです。
<https://www.pref.nagasaki.jp/sb/>



気象庁ホームページ
気象情報を確認できます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



佐々町ホームページ
ホームページトップの緊急情報で防災情報を確認できます。
<https://www.sazacho-nagasaki.jp/>



Yahoo!防災速報

緊急地震速報や豪雨予報、避難情報などをお知らせします。
<https://emg.yahoo.co.jp>



テレビによる情報の入手例

- NHK総合テレビ、NBC長崎放送を表示し、リモコンの「d(データ放送)」ボタンを押してください。
- リモコンの矢印で「防災・生活情報」に合わせ、「決定」ボタンを押してください。

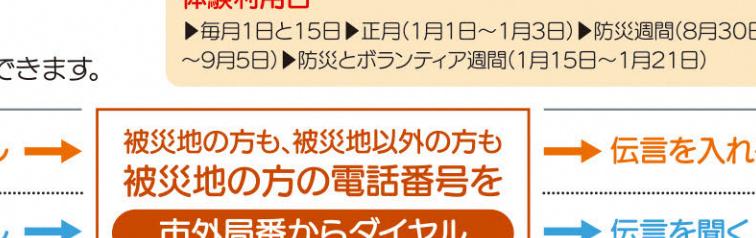


災害用伝言サービス

地震や大雨などの大災害発生時は、電話利用が激しくなることがあります。このような場合は、以下のサービスが開設されます。

災害用伝言ダイヤル 171

電話を用いて安否情報(伝言)の録音・再生を行うことができます。



災害用伝言板(web171) <https://www.web171.jp/>

スマートフォン・携帯電話・PC等から災害用伝言板(web171)にアクセスすることで、文字情報による安否情報(伝言)の登録・確認を行うことができます。

*上記の他に携帯電話各社から「災害用伝言板サービス」が提供されます。利用方法については各社ホームページ等でご確認ください。

警戒レベルと避難行動

令和元年6月から、避難情報等は、5段階の警戒レベルを用いて発令することになりました。水害や土砂災害の危険があるときには、町から警戒レベル3(高齢者等避難・警戒レベル4(避難指示))を発令します。避難行動判定フローを参考に、平時からるべき行動を考え、「私と家族の行動」の欄に記入しましょう。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	私と家族の行動
5	災害発生又は初迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保※1	家族で考えて記入しましょう
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)	

※1 市町村が、災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の方も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

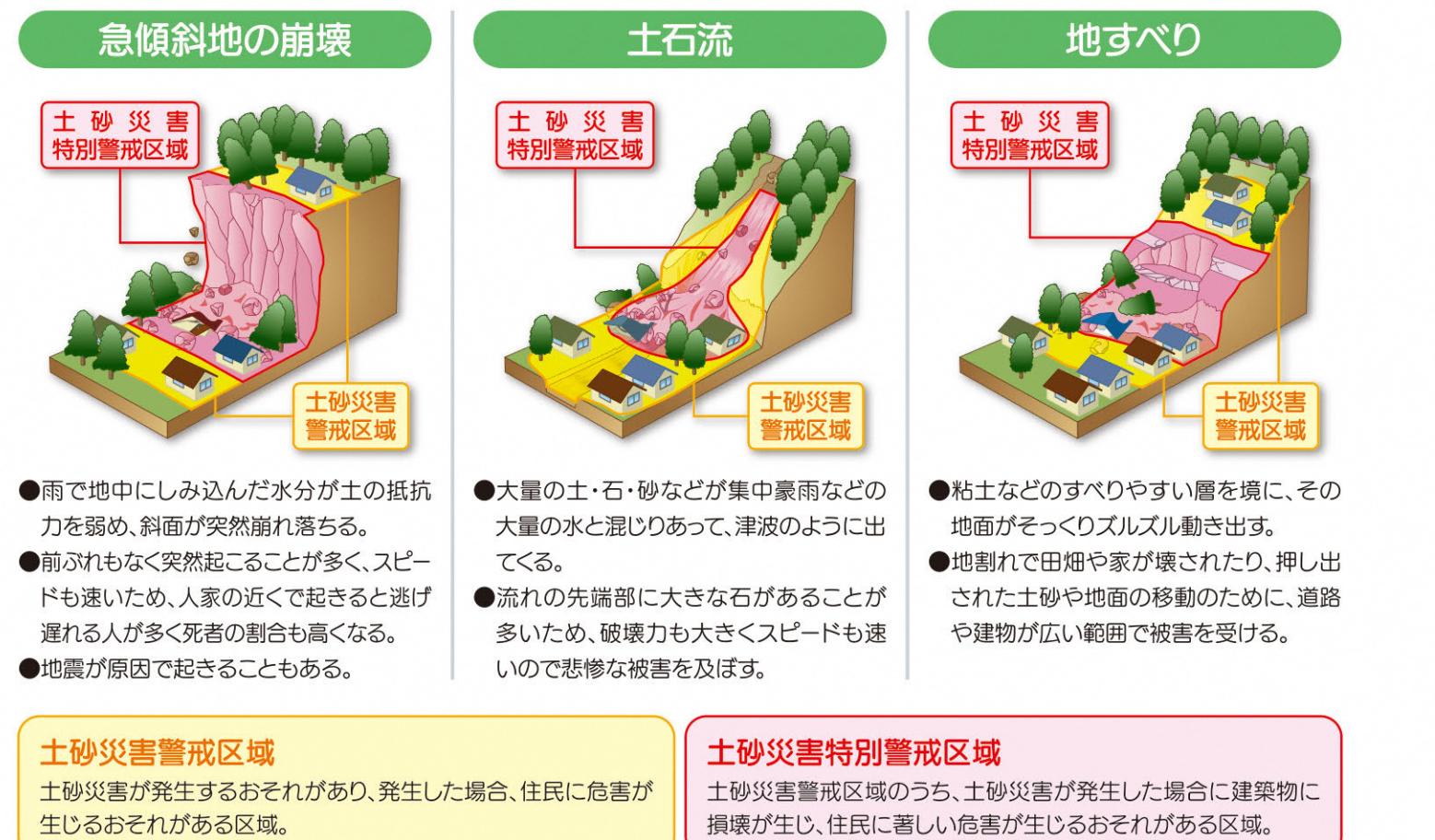
水平避難と垂直避難

災害では早めの避難が重要です。ただし、すでに避難経路が浸水しているなど、危険が間近に迫っている状況での無理な避難行動はできるだけ避けなければいけません。そのような場合は、避難場所への移動(水平移動)だけでなく、近隣の高い建物や自宅の2階といった高い場所への移動(垂直避難)を行い、救助を待つという判断も必要です。また、土砂災害の危険性がある地区では、屋内でも山と反対側に避難することも必要です。



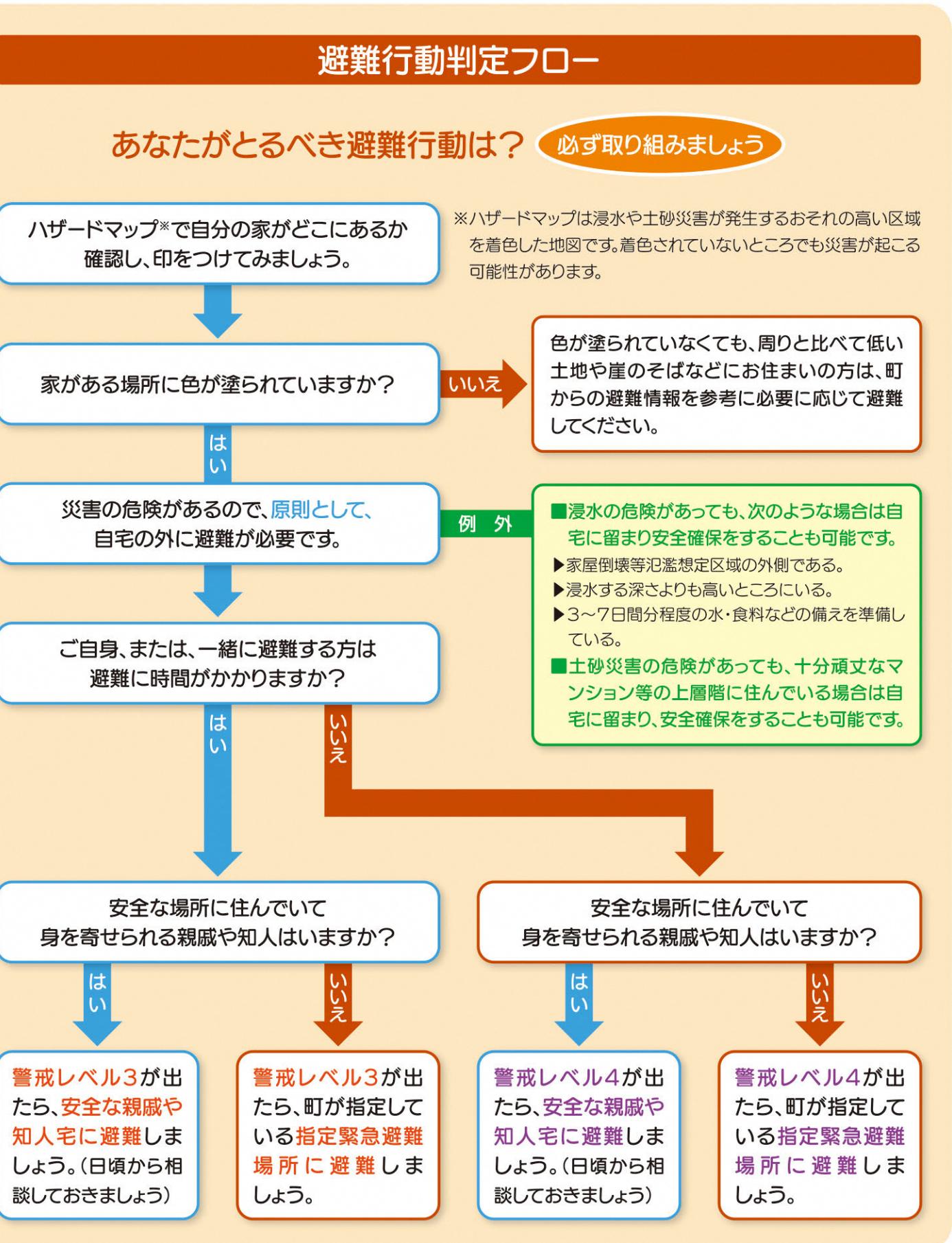
土砂災害の種類

土砂災害は、すさまじい破壊力を持つ土砂が、一瞬にして多くの人命や住宅などの財産を奪ってしまう恐ろしい災害です。土砂災害から身を守るために、ハザードマップで自分が住んでいる場所の周辺で土砂災害発生の可能性がある場所を確認しましょう。



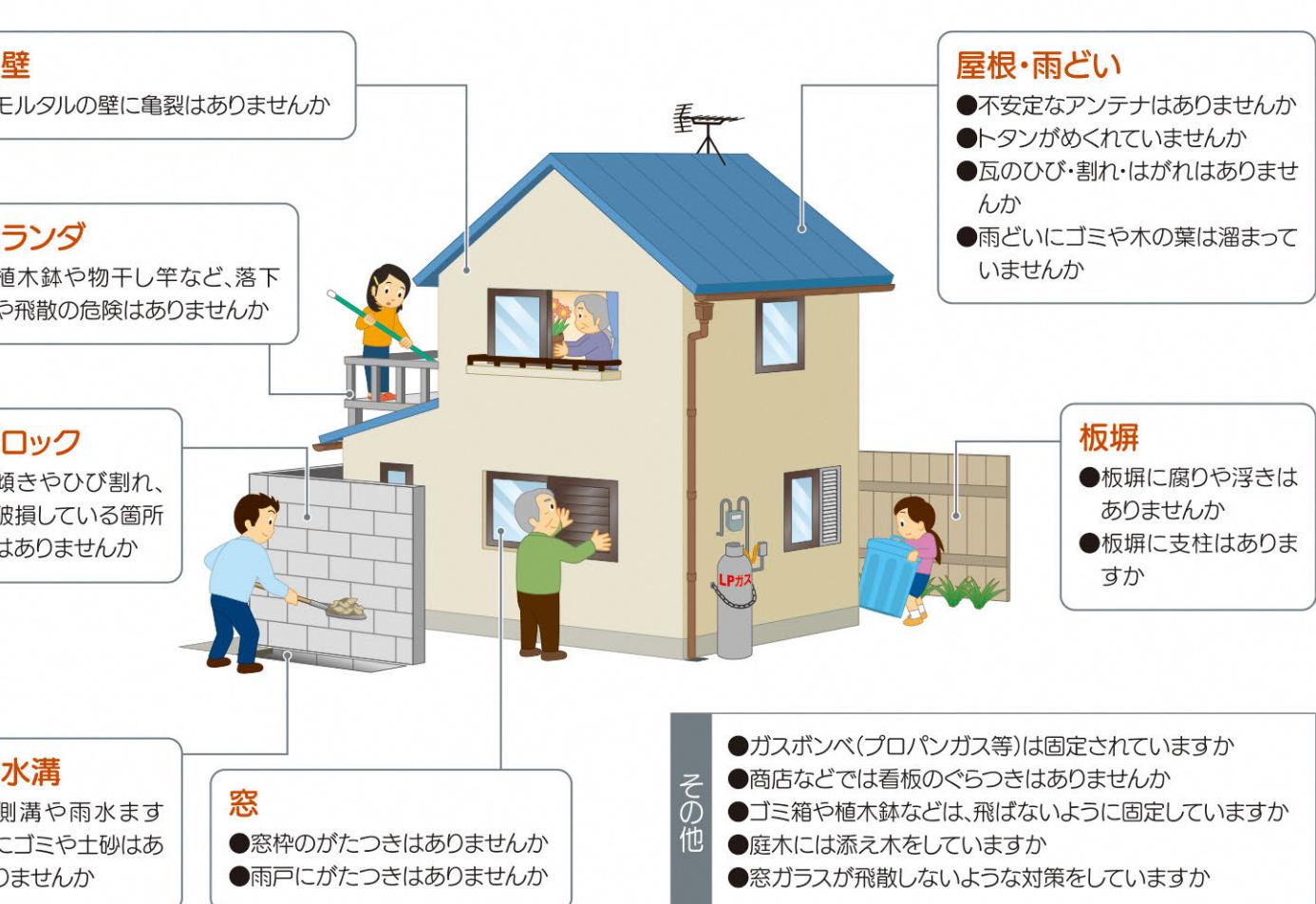
避難行動判定フロー

台風や豪雨時にあわてずに避難をするためには、日頃から、周囲の災害リスクを把握し、いつ、どのような避難行動をとるべきか、事前に考えておくことが大切です。台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう。



風水害への備え

台風や大雨などによる被害を最小限にとどめるために、日頃から家屋やその周辺の点検・修理・補強を行い、十分な風水害対策を講じておきましょう。



避難の心得

いざというときのために、日頃から避難に必要なものを整理し、避難の手順について話し合っておきましょう。また、災害の危険性が想定された場合には、情報を入手して、特に災害発生のおそれがある場所にいる人は、早めの避難を心がけましょう。



要配慮者への避難支援

要配慮者とは、災害発生時に避難の手助けが必要な方々のことです。一般に高齢者や障害者、乳幼児や妊娠婦、日本語を十分理解できない外国人などが該当します。地域で協力しながら、要配慮者の安否確認、避難施設への移動を支援しましょう。



非常持ち出し品について

いざというときには、ただちに避難しなければなりません。そのようなときに備えて、非常持ち出し品を常備しておきましょう。両手が自由に使えるようにリュックサックなどにまとめて、いつでも持ち出せる場所に保管しましょう。



備蓄品

災害復旧までの3~7日間程度を自ら生活できるように準備しておきましょう。被害を受けにくく、非常時でも取り出しがやすい場所に保管しておくと良いでしょう。

